

財務 VOL.99

(平成 29 年 6 月 24 日発行)

「専従者給与」「交際費(商品券)」～裁判・判例より～

今号におきましては、裁判所の判決事例(国税不服審判所の判決含む)をご紹介します。皆様に身近な題材として、以前にも取り上げました「専従者給与」「交際費(商品券)」に再びスポットをあて、別の事例をご紹介します。

I. 専従者給与【その1】

まずは税理士が妻に支払った青色専従者給与の額で労務の対価として相当ではないと判断された判決事例をご紹介します。まずは、専従者給与の金額が妥当かどうかの判定ついでに定めた下記の3要素を再確認して下さい。

- ① 労務従事の期間、労務の性質及びその提供の程度
- ② その事業に従事する他の使用人が支払いを受ける給与の状況及び同種の事業でその規模が類似するものに従事する者が支払いを受ける給与の状況
- ③ 事業の種類及び規模並びに収益の状況

①の「労務の性質」については、妻は税理士資格を有しておらず、他のベテラン使用人の仕事と比べて、**特段内容的に変わることは無く、格別に評価されるべき要素は無いと認定**されました。同じく「労務の提供の程度」に関連して、他の使用人と比べて長時間労働であるとの主張については、実際の労働状況を確認、従事時間は**1.21倍程度**であったと認定されました。

これを受け、②について、同事務所内における同様の仕事を行う使用人の給与の最高額約440万円を1.21倍した金額として530万円、及び同様の規模の他の税理士事務所の専従者給与の平均額約470万円、という2つの参考数字を持出し、この内、**530万円と実際の3年間の平均支給額約1,250万円との差額720万円を労務の対価として不相当であると認定**しました。

いかがでしょうか？**条文の内容に忠実に沿った形で判定が行われている点を認識する必要があります。**同業他者の専従者給与の情報は入手が困難ですが、**労務の質・量において他の使用人と比較することが重要となりますので、金額設定の際には充分にご注意ください。**

II. 専従者給与【その2】

同じく専従者給与につき別の事例をご紹介しますが、こちらの争点は、「**事業専従期間(専ら従事していることになるか?)**」です。まずは下記の判断要素をご確認下さい。

- ① 事業専従期間がその年を通じて6月を超えるなど一定の要件を満たす必要がある
- ② 事業専従期間に他の職業を有する期間は原則として含まれない
- ③ 例外的に「その職業に従事する時間が短い者、その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」に該当する場合のみ、他の職業に従事する期間も事業専従期間に含める事ができる

この事例は、Iと同じく、税理士の妻が税理士事務所の所長代理として従事する一方、役員として関連会社3社の業務にも従事していた事案です。税理士事務所から年平均約600万円の支給を受けるのと同時に、関連会社3社から合計約960万円の役員報酬を受け取っていました。

税理士事務所の1日の勤務時間は7～8時間程度であるが、同時に関連会社3社分の合計勤務時間も2～3時間発生しており、特に代表取締役を務めるA社の業務を中心として種々の事務について相応の業務量があり、**税理士事業に専ら従事することが一見して明らかであることは困難であると認定し、上記③のケースに該当せず、全額を必要経費に算入できないとした。**その後、高裁も一審判決を全面的に支持した上で納税者の控訴を棄却しています。

専従者給与とは別に、関連法人から給与を受け取っているような場合には、当然のことながら、関連法人においてそれなりの業務量が伴っている前提があらうかと思えますので、上記判決と同様の認定を受けないよう充分な注意が必要です。

III. 交際費(商品券)

続いて、こちらも以前、別の判例で解説させて頂いた「**商品券購入の費用が、交際費として損金の額に算入されるか**」について、再度ご紹介させて頂きます。

ここで登場するP社は、新規事業分野の立ち上げに際して配布した200万円分の商品券につき、税務調査において「商品券の使用状況のわかる書類の提示」を求められたのに対して下記のような返答を行いました。

**「商品券を渡した相手は多数で、特に明細は作っていない」
「頭の中では、誰に渡したかはわかっている」**

これに対し国税不服審判所は下記の交際費等の3要件について説明した上で、下記のように結論付けました。

- ・ **支出の相手方が事業に関係ある者等であること**
- ・ **支出の目的が事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることであること**
- ・ **行為の形態が、接待、慰安、贈答その他これらに類する行為であること**

「原告は当該商品券の用途を明らかにしておらず、当該商品券の交付の相手方、金額、交付日、業務の関連性を明らかにする証拠が一切なく、交際費等には当たらない。そして**用途が確認できず、業務との関連性の有無が明らかでない支出については、損金の額に算入することはできない**」としました。

商品券などの金券を配布した場合には、**配布先、配布時期、配布枚数を記録するのは、損金算入の必須要件であること、仮にそれがない場合には否認されてもやむを得ない点を改めてご確認下さい。**